

# 福祉のまちづくりをすすめるための ユニバーサルデザインガイドライン

～身近な建築物からはじめるユニバーサルデザインのまちづくり～



このパンフレットは、ユニバーサルデザインの考え方を基本とした福祉のまちづくりの一層の推進を図るため、区市町村、都民のみなさん、事業者のみなさんが、ユニバーサルデザインの視点から望ましい整備のあり方を考える際に活用していただくことを目的に作成しました。

地域での「わがまちチェック」や事業者等のみなさんの「自己点検・自己評価」などに利用していただき、「福祉のまちづくり」を一段高いステージへと移行させていく取組が進んでいくことを期待します。

# ユニバーサルデザインとは

- 年齢、性別、国籍、個人の能力にかかわらず、はじめからできるだけ多くの人利用可能なように利用者本位、人間本位の考え方によって快適な環境をデザインすることです。

- 米国ノースカロライナ州立大学のロナルド・メイス（建築家・デザイナー）らが提唱したことが始まりといわれています。

- バリアフリーとどこが違うのでしょうか？  
どちらも「すべての人の平等な社会参加の実現」というゴールを目指しますが、ユニバーサルデザインは、バリアフリーを包含し、発展させた考え方といえます。

- ユニバーサルデザインとは何か、を説明するにあたっては、ロナルド・メイスらによってまとめられた7つの原則がよく用いられます。

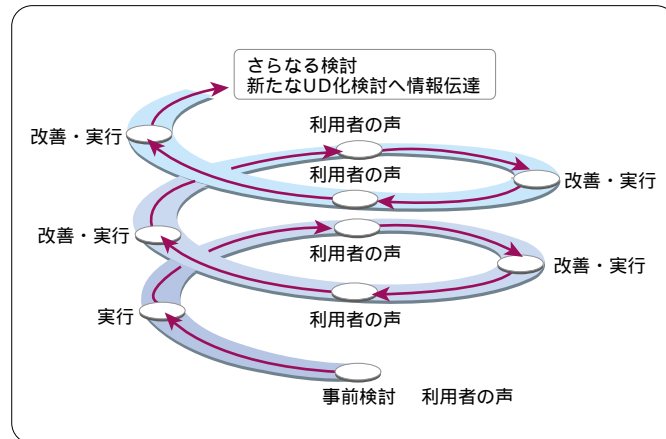
## ユニバーサルデザインの7原則

- ① だれにも公平に利用できること（公平性の原則）
- ② 利用者に応じた使い方ができること（柔軟性の原則）
- ③ 使い方が簡単ですぐわかること（単純性と直感性の原則）
- ④ 使い方を間違えても、重大な結果にならないこと（安全性の原則）
- ⑤ 必要な情報がすぐ理解できること（認知性の原則）
- ⑥ 無理な姿勢をとることなく、少ない力でも楽に使えること（効率性の原則）
- ⑦ 利用者に応じたアクセスのしやすさと十分な空間が確保されていること（快適性の原則）

● ユニバーサルデザインはプロセス（過程）を重視します。

プロセスを重視するということは・・・

- 計画の策定から実行までの各段階に利用者の声が反映されていること
- 繰り返しによりデザインが進化していくこと
- 結果だけでなく、改善の積み重ねを重視すること
- 改善を継続していくために、多様な人の参画がある「仕組みづくり」が重要であることなど、その結果だけではなく、改善の積み重ねを大切にすることです。



(継続的改善を生み出すための「仕組みづくり」のイメージ図)

## ユニバーサルデザインを基本とした福祉のまちづくり

東京都は・・・

- はじめから「人」をまちづくりの中心に据えることにより、多様な生き方を尊重し、「より安全に」「より安心して」「より快適に」暮らすことのできるような福祉のまちづくりを進め、
  - 一人ひとりの個性が大切にされる社会
  - だれもが、安心して住み、暮らし続けることのできる社会
  - だれもが、自由に移動でき、積極的に社会参加のできる社会の実現を目指していきます。

## ユニバーサルデザインガイドライン

- ユニバーサルデザインの考え方を基本とした「福祉のまちづくり」の一層の推進を図るため、建築物や公共交通の整備に取り組む際の「目安」を示したユニバーサルデザインガイドラインを作成しました。

ユニバーサルデザインは、より使いやすいデザインを追及していく取組であるため、この「目安」も固定的なものではありません。

# 建築物などの整備のための ユニバーサルデザインガイドライン

- このガイドラインは、ユニバーサルデザインを生かした施設整備を図るために必要となる5つの視点を示し、日常生活に密着している6つの整備箇所を取り上げて、それぞれの施設整備における留意点を示しました。
- 6ページ以降は、チェック表として使用できるように作成してありますので、だれでも簡単に身近な建築物のユニバーサルデザイン度を評価できます。また、既存建築物の評価に限らず、建築物の計画時など、ユニバーサルデザインの視点でチェックする際に随時活用してください。

## 5つの視点

<b>公 平（だれもが同じように）</b>	
だれもが同じように施設や設備を利用できる	<ul style="list-style-type: none"><li>・高齢者や障害者、子ども、外国人などの多様なニーズを視野に入れている。</li><li>・基本的にだれもが同じ動線で利用できる経路となっている（特別な経路を設定していない。）。</li><li>・だれもが差別感や疎外感を感じることなく、利用できるようになっている。</li><li>・いくつかの利用手段、使用手段があり、利用者が選択できるようになっている。</li></ul>
<b>簡 単（容易に）</b>	
利用者の知識や能力、状況に関係なく、容易に施設や設備を利用できる	<ul style="list-style-type: none"><li>・人の自然な動きに配慮し、分りやすい配置や経路となっている。</li><li>・施設や設備の利用方法が、簡単で分りやすいようになっている。</li><li>・情報が、必要な場所で適切な方法により入手できる。</li><li>・情報が、重要な順に分かりやすく提供されている。</li></ul>
<b>安 全（危険なく）</b>	
特別な注意を払わなくても、危険なく施設や設備を利用できる	<ul style="list-style-type: none"><li>・だれにとっても、危険なものや場所がないように配慮されている。</li><li>・設備・器具等が安全に操作、利用できるようなにつくられている。</li><li>・うっかりミス等があっても、危険がないように配慮されている。</li></ul>
<b>機 能（使い勝手よく）</b>	
使い勝手よく施設や設備を利用できる	<ul style="list-style-type: none"><li>・どのような体格や身体機能の人にも、利用しやすいスペースや大きさとなっている。</li><li>・押しボタン等の操作系設備の配置は自然な姿勢や動作で利用できるように配慮されている。</li><li>・設備・器具等が、少ない力や自然な動作で利用できるように配慮されている。</li></ul>
<b>快 適（気持ちよく）</b>	
気持ちよく施設や設備を利用できる	<ul style="list-style-type: none"><li>・だれにでも快適さや心地よさが感じられるよう、素材や色使い等が配慮されている。</li><li>・施設全体や周囲との調和に配慮した魅力あるデザインとなっている。</li><li>・生活の豊かさが感じられるような質感の高いデザインとなっている。</li><li>・だれもが疎外感を感じることなく、気持ちよく利用できるようになっている。</li></ul>

## ユニバーサルデザイン度

	0	1	2	3
公平				
簡単				
安全				
機能				
快適				

《総合評価》

○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○  
○○○○○○○○○

《工夫されている点》

○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○  
○○○○○○○○○

《努力が求められる点》

○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○  
○○○○○○○○○

### ● 評価基準 ●

5つの視点それぞれについて留意点のチェック結果をもとに次の基準で評価をおこないます。

3 → 優れた水準

2 → 良い水準

1 → 可（整備基準（※）に適合している。）

0 → 不可（整備基準に適合していない。）

※東京都福祉のまちづくり条例等の整備基準を指す。

### ● 評価のコメント ●

《総合評価》には、施設のユニバーサルデザイン度について、総合的な観点を記載。

《工夫されている点》には、高い評価がされる整備内容について記載。

《努力が求められる点》には、評価が低い理由、評価が高い場合でも、もう一工夫ができる事項や課題を記載。

## 評価箇所

本ガイドラインでは、次のような考え方で6つの箇所について取り上げ、留意点を定めていますが、それ以外の場所についても、施設ごとに留意点を定め、必要に応じてユニバーサルデザイン度を評価することが望まれます。

- ◇東京都福祉のまちづくり条例等において整備基準を定めている箇所のうち、「多くの施設に共通する箇所」（箇所参考図、①～④）
- ◇次世代育成を図る観点から、「子育て支援環境」（箇所参考図、⑤）
- ◇憩いの空間としての、「公園」（箇所参考図、⑥）

① 敷地内通路・駐車場



② 出入口



③ 廊下・階段・エレベーター



④ トイレ



⑤ 子育て支援環境



⑥ 公園

# ① 敷地内通路・駐車場

\* ページ上段の建築物の写真や評価等はサンプルです。

\* サンプルを参考にしながら、次ページ掲載の評価項目に沿って実際の調査対象施設の評価を行ってください。全ての評価が終わったら、ページ下段の「評価結果」に調査対象施設の評価を書き込み、施設改善に向けて活用してください。

## 官 公 庁



道路に面し、手前から階段、スロープ

	0	1	2	3
公平				
簡単				
安全				
機能				
快適				

### 《総合評価》

出入口は、階段もスロープもないフラットな構造が望ましい。建築物の設計段階で、建築物と地盤との高低差の軽減を図るべきである。階段とスロープの選択肢があり、バリアフリーはされているが、デザインの工夫を含め、「快適」に対する配慮が求められる。

### 《工夫されている点》

○勾配が緩く、容易に昇降可能である。

### 《努力が求められる点》

○階段とスロープの入り口を隣り合わせとするか、両者が見通せるデザインとする。

○階段に中央部にも手すりを設置するとよりよい。



スロープは2回の切返しがあり、総延長は約80メートル

## 公立スポーツセンター



当スポーツセンターは障害者用駐車スペースのみを設置

	0	1	2	3
公平				
簡単				
安全				
機能				
快適				

### 《総合評価》

使いやすい施設とするためには、施設整備とともに運用の方法が重要となる。当施設には、障害者用駐車スペースが設置されているが、事前に連絡をしておかないと使用できないなど、利用者の視点に立った運用が不十分である。また、一般の駐車スペースがないことも望ましいとはいえない。

### 《工夫されている点》

○車を降りてすぐのところにはスロープの導入路があり、望ましい位置関係となっている。

### 《努力が求められる点》

○利用に当たっては職員の手助けを得なくても、単独で利用ができる方策を検討するべきである。

○利用者への周知、利用しやすくする工夫が必要である（現地に連絡先を示すなど）。



道路との境にガードレール。さらに、写真奥のボールの引き下げが必要

## 評価結果

### 評価施設概要

- ・ 名称 \_\_\_\_\_
- ・ 住所 \_\_\_\_\_
- ・ 施設用途 \_\_\_\_\_
- ・ 施設利用者( \_\_\_\_\_ )

	0	1	2	3
公平				
簡単				
安全				
機能				
快適				

5つの視点それぞれについて0～3のいずれかにチェックを入れてください。  
\* 1以上 = 東京都福祉のまちづくり条例整備基準適合

### ● 総合評価

### ● 工夫されている点

### ● 努力が求められる点

- ・ すぐに改善が可能な点

- ・ 長期的に改善が必要な点

- ①チェックその1：東京都福祉のまちづくり条例施行規則で定められている整備基準に適合しているかどうかをみてください。  
措置欄の網掛け(<>)部分に該当すると、基準適合外があるということになります。  
基準と同等以上の代替措置があれば、その内容を代替措置欄に記入してください。
- ②チェックその2：ユニバーサルデザイン的な配慮がなされているかをみてください。  
5つの視点それぞれについて総合評価をだしてください(0~3のいずれかに○をつけてください。)
- ③左ページ下段に評価結果を記入してください。

### チェックその1：東京都福祉のまちづくり条例整備基準適合チェック

整備項目	整備内容	措置		代替措置	
敷地内の通路	(1) 有効幅(1.35m以上*)	m			
	(2) 段差の有無	有	無		
	の当該傾斜路を設けている場合	ア 高さ	cm		
		イ 有効幅(屋内1.2m・屋外1.35m以上*)	m		
		ウ こう配(屋内1/12・屋外1/20以下*)	1/		
		エ 高さ75cm超の場合の踊り場(1.5m以上)	有	無	
		オ 手すり	有	無	
		カ 床表面の滑りにくい仕上げ	有	無	
		キ 側壁又は立ち上がりの設置	有	無	
	ク 傾斜路の面の識別への配慮	有	無		
(3) 表面の滑りにくい仕上げ	有	無			
(4) 視覚障害者誘導用ブロックの敷設又はこれに代わる装置の設置 設けた設備等( )	有	無			
駐車場	障害者のための駐車施設		台		
	障害者のための駐車施設の構造	ア 幅(3.5m以上)	m		
		イ 建築物までの経路ができるだけ短くなる位置	有	無	
		ウ 位置の表示及び経路の誘導表示	有	無	
	駐車施設から建築物の出入口までの通路	ア 有効幅(1.2m以上)	m		
		イ 段差の有無	有	無	
ウ 表面の滑りにくい仕上げ		有	無		

\*のあるものは、緩和基準を設けています。詳細については、「東京都福祉のまちづくり条例施設整備マニュアル」(P22、P26)を参照してください。

総合評価にはチェック欄の結果から考慮して適当な評価基準をつけてください。  
チェックその1の項目が満たされていれば1以上になります。

### チェックその2：ユニバーサルデザイン度チェック

各視点の空欄には調査建築物独自の特徴等を記入してください。	留意点	チェック欄	総合評価
	<b>公平</b> だれもが安全に建築物の受付等に到達できるよう、主たる出入口まで連続性のある誘導を行う。 通路には段差を設けない。構造上段差が生じる場合は、段のある近くにスロープ等を併設する。 車いす使用者が利用できる障害者用駐車スペースを設ける。また、いつでも駐車できるように複数設ける。 敷地の出入口付近には、インターホン、音声や文字情報などを組み合わせた案内装置を設ける。		0・1・2・3
<b>簡単</b> 出入口やそこに至る経路、サインが確認しやすいよう、見通しのよい空間とする。 音声音響案内は、音声はどこから発生されているかが分かるように、かつ、はっきり聴き取れるようにする。		0・1・2・3	
<b>安全</b> 通路は、車路と分離し、人と自動車の動線が交わらないようにする。止むを得ない場合は、ぶつかることがないように、見通しをよくする。 傾斜路は雨に濡れても滑りにくい仕上げとする。 階段や傾斜路には、手すりを設け、視覚障害者誘導用ブロック(警告用)を適切に設ける。 通路にある排水溝等の蓋は、路面との段差がなく、スリット等は、ベビーカーや車いすのキャスター、杖先が落ちないつくりとする。		0・1・2・3	
<b>機能</b> 歩行者用の経路が、建築物の出入口まで必要以上に遠回りにならないようにする。 敷地内通路は、車いす使用者や歩行者のすれ違いに支障のない幅を確保する。 砂利や石量を使用するときは、ベビーカーや車いすの使用者が利用しやすい通路を併設し、選択できるようにする。 障害者用駐車場には、車の左右両側(うしろ)に乗降用スペースを設けることが望ましい。 障害者用駐車場から建築物の出入口までの通路には、庇などの屋根を設ける。 案内装置は位置や高さなどに配慮し、操作しやすいものとする。		0・1・2・3	
<b>快適</b> 外壁の素材や色使い、周囲の景観や植栽等に配慮し、心地よい空間づくりを行う。 案内表示は、だれもが分かりやすいよう、文字の大きさや色使い、配置等にも配慮する。 障害者用駐車場は、建築物の出入口にできるだけ近く、車路を横断しなくても行き着くことができるように配置する。		0・1・2・3	

## ② 出入口

\* ページ上段の建築物の写真や評価等はサンプルです。

\* サンプルを参考にしながら、次ページ掲載の評価項目に沿って実際の調査対象施設の評価を行ってください。全ての評価が終わったら、ページ下段の「評価結果」に調査対象施設の評価を書き込み、施設改善に向けて活用してください。

### 大規模複合施設



1階に設置された案内カウンター



地下1階の中央部に設置された総合案内所

	0	1	2	3
公平				
簡単				
安全				
機能				
快適				

#### 《総合評価》

建築物全体が開放的な空間となっているため、全体像がつかみやすい。狭い空間でないことと空間認識が難しい人に対して、受付に人を配置することによって、個別対応も可能となっている。

#### 《工夫されている点》

○1階及び地下鉄の連絡口がある地下1階に案内所を設けている。

#### 《努力が求められる点》

○巨大空間における人の流れの交錯を避けるため、歩行者の動線の整理が特に必要となる。

#### 《メモ》

○大規模施設については、施設全体のサイン計画が重要である。

### レストラン



自動式引き戸の出入口

	0	1	2	3
公平				
簡単				
安全				
機能				
快適				

#### 《総合評価》

周辺の景観と溶け合い、調和するようなつくりで、いい雰囲気を出している。だれでも利用できるトイレがあることや、補助犬同伴者でも気軽に利用できることを、シールを貼ってさりげなくアピールしており、小さな店でありながら、自然な形で障害者を受け入れているところが好感が持てる。

#### 《工夫されている点》

○店の出入口と道路が直結しないよう、建築物を出たところに空間を設けている。

○自動式引き戸になっている。

#### 《努力が求められる点》

○外部出入口の床面は、材料や仕上げにも配慮して、でこぼこが生じないように工夫が必要である。

## 評価結果

### 評価施設概要

- ・ 名称 \_\_\_\_\_
- ・ 住所 \_\_\_\_\_
- ・ 施設用途 \_\_\_\_\_
- ・ 施設利用者( \_\_\_\_\_ )

	0	1	2	3
公平				
簡単				
安全				
機能				
快適				

5つの視点それぞれについて0～3のいずれかにチェックを入れてください。  
\* 1以上 = 東京都福祉のまちづくり条例整備基準適合

#### ● 総合評価

#### ● 工夫されている点

#### ● 努力が求められる点

- ・ すぐに改善が可能な点

- ・ 長期的に改善が必要な点



- ①チェックその1：東京都福祉のまちづくり条例施行規則で定められている整備基準に適合しているかどうかをみてください。  
措置欄の網掛け（<>）部分に該当すると、基準適合外があるということになります。  
基準と同等以上の代替措置があれば、その内容を代替措置欄に記入してください。
- ②チェックその2：ユニバーサルデザイン的な配慮がなされているかをみてください。  
5つの視点それぞれについて総合評価をだしてください（0～3のいずれかに○をつけてください。）。
- ③左ページ下段に評価結果を記入してください。

### チェックその1：東京都福祉のまちづくり条例整備基準適合チェック

整備項目	整備内容	措置		代替措置	
出入口 (主要な出入口)	(1) 有効幅(1m以上*)	m			
	(2) 自動又は車いす使用者が円滑に開閉して通過できる構造の戸	有	無		
	(3) 通行の支障となる段差の有無	有	無		
	(4) 床表面の滑りにくい仕上げ	有	無		
	(5) 設備	有	無		
	ア 受付等の設置	有	無		
	イ 視覚障害者用誘導用ブロックの敷設又はこれに代わる装置の設置	有	無		
	設けた設備等( )				
出入口 (その他の出入口)	屋外への出入口	(1) 有効幅(85cm以上*)	cm		
		(2) 自動又は車いす使用者が円滑に開閉して通過できる構造の戸	有	無	
		(3) 通行の支障となる段差の有無	有	無	
		(4) 床表面の滑りにくい仕上げ	有	無	
	駐車場への出入口	(1) 有効幅(85cm以上*)	cm		
		(2) 自動又は車いす使用者が円滑に開閉して通過できる構造の戸	有	無	
		(3) 通行の支障となる段差の有無	有	無	
		(4) 床表面の滑りにくい仕上げ	有	無	
	各室の出入口	(1) 有効幅(85cm以上*)	cm		
		(2) 自動又は車いす使用者が円滑に開閉して通過できる構造の戸	有	無	
		(3) 通行の支障となる段差の有無	有	無	
		(4) 床表面の滑りにくい仕上げ	有	無	
各住戸の出入口	(1) 有効幅(85cm以上*)	cm			
	(2) 自動又は車いす使用者が円滑に開閉して通過できる構造の戸	有	無		
	(3) 通行の支障となる段差の有無	有	無		
	(4) 床表面の滑りにくい仕上げ	有	無		

\*のあるものは、緩和基準を設けています。詳細については、「東京都福祉のまちづくり条例施設整備マニュアル」(P30、P34)を参照してください。

総合評価にはチェック欄の結果から考慮して適当な評価基準をつけてください。  
チェックその1の項目が満たされていれば1以上になります。

### チェックその2：ユニバーサルデザイン度チェック

各視点の空欄には調査建築物独自の特徴等を記入してください。	留意点	チェック欄	総合評価
公平	個別ニーズに対応できるよう、人を配置した受付を設ける。人の配置ができない場合は、建築物の出入り口付近は、出入口の場所を示す音声装置や点字表示などを併せた案内板等を設ける。		0・1・2・3
	案内板は、子どもや車いす使用者も見やすいような、位置や高さに設置することが望ましい。		
	視覚障害者誘導用ブロックを敷設し、視覚障害者が、人を配置した受付や案内板に到達できるようにする。		
簡単	出入口の扉は、開閉しやすい構造である自動引き戸が望ましい。		0・1・2・3
	建築物の主要な出入口は、訪れた人が分かりやすい位置に設ける。		
	チャイムやインターホン等は、その所在が分りやすく、かつ、操作しやすいものとする。		
	手動引き戸などの取手は、だれもが使いやすい縦棒状等が望ましい。		
安全	自動引き戸には、安全センサーを設置する。		0・1・2・3
	自動引き戸には、非常時の対応のため、手動式の戸を併設する。		
	出入口のガラス戸には、衝突防止策を行う。		
機能	車いす使用者や歩行者のすれ違いに支障のない幅を確保する。		0・1・2・3
	特に建築物の主要な出入口は、余裕を持った幅とする。		
	手動引き戸は、取手の形状・配置に配慮し、操作しやすいものとする。		
快適	建築物の出入口付近に設ける案内板等は、文字の大きさや配色、背景の色との対比等を配慮し、見やすく分かりやすいデザインとする。		0・1・2・3

### ③ 廊下・階段・エレベーター

\* ページ上段の建築物の写真や評価等はサンプルです。

\* サンプルを参考にしながら、次ページ掲載の評価項目に沿って実際の調査対象施設の評価を行ってください。全ての評価が終わったら、ページ下段の「評価結果」に調査対象施設の評価を書き込み、施設改善に向けて活用してください。

#### 大規模複合施設



左からエレベーター、階段、エスカレーター



エスカレーター部分

	0	1	2	3
公平				
簡単				
安全				
機能				
快適				

#### 《総合評価》

利用者に応じた対応はされているが、スマートなデザインとはいえない。

#### 《工夫されている点》

○垂直移動手段の選択肢が横並びに配置されている。

○エスカレーターに屋根が設置されている。

#### 《努力が求められる点》

○移動手段を選びやすくするため、エレベーターとエスカレーターは接近して設置することが望ましい。

○大きな階段が与える心理的な圧迫感を和らげる工夫が必要である。

### 評価結果

#### 評価施設概要

- ・ 名称 \_\_\_\_\_
- ・ 住所 \_\_\_\_\_
- ・ 施設用途 \_\_\_\_\_
- ・ 施設利用者( \_\_\_\_\_ )

	0	1	2	3
公平				
簡単				
安全				
機能				
快適				

5つの視点それぞれについて0～3のいずれかにチェックを入れてください。  
\* 1以上 = 東京都福祉のまちづくり条例整備基準適合

#### ● 総合評価

#### ● 工夫されている点

#### ● 努力が求められる点

- ・ すぐに改善が可能な点

- ・ 長期的に改善が必要な点

- ①チェックその1：東京都福祉のまちづくり条例施行規則で定められている整備基準に適合しているかどうかをみてください。  
措置欄の網掛け（<>）部分に該当すると、基準適合外があるということになります。  
基準と同等以上の代替措置があれば、その内容を代替措置欄に記入してください。
- ②チェックその2：ユニバーサルデザイン的な配慮がなされているかをみてください。  
5つの視点それぞれについて総合評価をだしてください（0～3のいずれかに○をつけてください。）。
- ③左ページ下段に評価結果を記入してください。

チェックその1：東京都福祉のまちづくり条例整備基準適合チェック

整備項目	整備内容	措置	代替措置	
廊下 (屋内通路)	(1) 有効幅(1.4m以上*) 1.2m以上とした場合の車いすの転回できる部分	m 有 無		
	(2) 段差の有無	有 無		
	の 傾 斜 路 を 設 け て い る 場 合 の 当 該 傾 斜 路 の 構 造	ア 高さ	c m	
		イ 有効幅(1.2m以上*)	m	
		ウ こう配(屋内1/12以下*)	1 /	
		エ 高さ75cm 超の場合の踊り場(1.5m以上)	有 無	
		オ 手すり	有 無	
		カ 床表面の滑りにくい仕上げ	有 無	
		キ 側壁又は立ち上がりの設置 ク 傾斜路の面の識別への配慮	有 無	
	(3) 床表面の滑りにくい仕上げ	有 無		
階 段	(1) 主要な階段の回り段	有 無		
	(2) 手すり	有 無		
	(3) 床表面の滑りにくい仕上げ	有 無		
	(4) 踏 面	ア 識別への配慮 イ つまづきにくい構造	有 無 有 無	
	(5) 点状ブロック(警告用)の敷設、注意喚起の有無 設けた設備等( )	有 無		
エレベーター	設置基数	基		
	(1) かごの大きさ (床面積5000㎡超：13人乗り以上・5000㎡以下：11人乗り以上*)	人乗り		
	(2) 出入口有効幅(含昇降路) (床面積5000㎡超：90cm以上・5000㎡以下及び共同住宅等：80cm以上)	c m		
	(3) 高齢者、障害者等が支障なく利用できる構造の設備	ア 車いす兼用エレベーターに関する標準に定める付加仕様に関する配慮	有 無	
		設けた設備等( )	有 無	
		イ 視覚障害者兼用エレベーターに関する標準に定める配慮	有 無	
設けた設備等( )				
(4) 乗降口ビーにおける車いすの転回できる構造	有 無			

\*のあるものは、緩和基準を設けています。詳細については、「東京都福祉のまちづくり条例施設整備マニュアル」(P38、P42、P46)を参照してください。

総合評価にはチェック欄の結果から考慮して適当な評価基準にをつけてください。  
チェックその1の項目が満たされていれば1以上になります。

チェックその2：ユニバーサルデザイン度チェック

各視点の空欄には調査建築物独自の特徴等を記入してください。

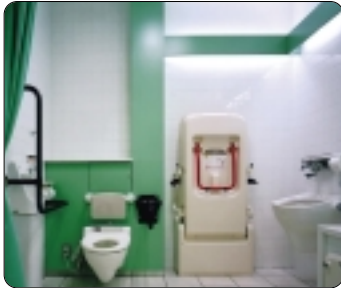
	留意点	チェック欄	総合評価
公 平	廊下には、段差を設けない。やむを得ず段差が生じる場合は、段のある近くに、傾斜路や昇降機を設ける。		0・1・2・3
	だれもが利用できるエレベーターを1以上設ける。		
	視覚障害者誘導用ブロックは、乗降ボタンや触知図まで適切に敷設する。		
簡 単	目的となる部屋等に適切に誘導できるよう、分かりやすい案内板等を適切に設ける。		0・1・2・3
	廊下の配置は、単純で分かりやすいものとする。		
安 全	廊下や階段の両側に連続して、手すりを設置する。		0・1・2・3
	廊下等の床は滑りにくい仕上げとし、段には滑り止めなどを設置する。		
	段やこう配の部分では、容易に段等を認識できるように、色・明度・仕上げ等の差に配慮し、照明は安全に通行できるように十分な明るさを確保する。		
	階段や傾斜路には、落下防止のために両側に立ち上がりを設ける。 階段や傾斜路などに視覚障害者誘導用ブロック(警告用)を適切に敷設する。 防火戸を設ける場合、分かりやすい配置にし、車いす使用者等の通行が可能な構造とする。		
機 能	廊下や階段の幅は、歩行者同士がすれ違いやすい幅を確保する。		0・1・2・3
	廊下や階段の手すりは、利用者が使いやすいよう2段とする。		
	廊下、乗降口ビー、エレベーターのかご内など、車いす使用者が回転することができる空間を確保する。		
	エレベーター乗降口ビー及びかご内には、だれもが操作しやすい位置に操作ボタン等を設置する。		
	エレベーターのボタンは、ボタン操作時に音声と光で反応する等、ボタン操作への応答が視覚と聴覚で分るものとする。 同一建築物内のエレベーターの操作盤等のボタンの配置は、統一する。		
快 適	エレベーターは、主要な出入口からだれもが容易に確認できる位置に設置する。		0・1・2・3
	乗降口ビーの扉は、周囲の壁と異なる色とする等、識別しやすいものとする。		
	建築物の用途や規模に応じて適切な大きさのエレベーターを複数設置するなど、車いすやベビーカーを使用する人も含め、だれもが短い待ち時間で利用できるようにする。		

## 4 トイレ

\* ページ上段の建築物の写真や評価等はサンプルです。

\* サンプルを参考にしながら、次ページ掲載の評価項目に沿って実際の調査対象施設の評価を行ってください。全ての評価が終わったら、ページ下段の「評価結果」に調査対象施設の評価を書き込み、施設改善に向けて活用してください。

### デパート



2階のだれでも利用できるトイレ（だれでもトイレ）



5階のだれでもトイレ



7階のおもちゃ売場横の「こどもトイレ」

	0	1	2	3
公平				
簡単				
安全				
機能				
快適				

#### 《総合評価》

デパート全体に工夫されたトイレが設置されており、高齢者や障害者はもちろんのこと、多様な利用者のニーズに応えられるよう配慮されている。

#### 《工夫されている点》

○各階の売場構成や客層に応じてトイレをデザインし、だれにも使いやすい空間となっている。

#### 《メモ》

○多様な機能が施設内に分散するので、利用者に情報を伝えるサインの充実が求められる。

### デパート（表示）



トイレの入口の表示



各個室（便房）の協の表示

	0	1	2	3
公平				
簡単				
安全				
機能				
快適				

#### 《総合評価》

全体像の平面図と各便房の機能表示により、利用者に分りやすくトイレ設備の状況を伝えている。

#### 《工夫されている点》

○トイレ全体でいろいろな機能を持たせており、それを分りやすくサインを示している。

#### 《努力が求められる点》

○視覚障害者の利用しやすさは、今後の課題である。

#### 《メモ》

○サインは必要最小限とすることが望ましい。また、表示される位置や高さが重要である。

## 評価結果

### 評価施設概要

- ・ 名称 \_\_\_\_\_
- ・ 住所 \_\_\_\_\_
- ・ 施設用途 \_\_\_\_\_
- ・ 施設利用者( \_\_\_\_\_ )

	0	1	2	3
公平				
簡単				
安全				
機能				
快適				

5つの視点それぞれについて0～3のいずれかにチェックを入れてください。  
\* 1以上 = 東京都福祉のまちづくり条例整備基準適合

### ● 総合評価

### ● 工夫されている点

### ● 努力が求められる点

- ・ すぐに改善が可能な点

- ・ 長期的に改善が必要な点

- ①チェックその1：東京都福祉のまちづくり条例施行規則で定められている整備基準に適合しているかどうかをみてください。  
措置欄の網掛け（<>）部分に該当すると、基準適合外があるということになります。  
基準と同等以上の代替措置があれば、その内容を代替措置欄に記入してください。
- ②チェックその2：ユニバーサルデザイン的な配慮がなされているかをみてください。  
5つの視点それぞれについて総合評価をだしてください（0～3のいずれかに○をつけてください。）。
- ③左ページ下段に評価結果を記入してください。

### チェックその1：東京都福祉のまちづくり条例整備基準適合チェック

整備項目	整備内容		措置		代替措置
	数	男子用	箇所		
便所 (だれでもトイレ)		男子用	箇所		
		女子用	箇所		
		兼用	箇所		
	(1)	だれでもトイレの出入口の有効幅(85cm以上*)		cm	
	(2)	車いす使用者が円滑に開閉して通過できる構造の戸		有	無
	(3)	車いす使用者が円滑に利用できる空間の確保 (原則として概ね2メートル角以上のトイレ*) (便房の内のり cm x cm )		有	無
	(4)	便房内の設備			
		ア 腰掛け便座の設置		有	無
		イ 手すりの設置		有	無
		ウ その他の設備( )			
(5)	通行の支障となる段差の有無		有	無	
(6)	床表面の滑りにくい仕上げ		有	無	
(7)	一般用の便所に近接し、分かりやすく利用しやすい位置		有	無	
(8)	だれでもが利用できる旨の表示		有	無	
便所 (一般用)	(1)	通行の支障となる段差の有無		有	無
	(2)	床表面の滑りにくい仕上げ		有	無

\*のあるものは、緩和基準を設けています。詳細については、「東京都福祉のまちづくり条例施設整備マニュアル」(P52、P60)を参照してください。

総合評価にはチェック欄の結果から考慮して適当な評価基準をつけてください。  
チェックその1の項目が満たされていれば1以上になります。

### チェックその2：ユニバーサルデザイン度チェック

各視点の空欄には調査建築物独自の特徴等を記入してください。

	留意点	チェック欄	総合評価
公平	だれでも利用できるトイレ(「だれでもトイレ」)を設ける(車いす使用者、オストメイト、乳幼児を連れた人等)		0・1・2・3
	トイレ内の通路幅や便房の出入口の幅は、車いす使用者が利用しやすいよう、余裕を持った幅を確保する。		
	オムツ交換や衣服の着脱などのため、大人が横になることができる大きなシートを設ける。		
	小便器は、子どもから大人まで利用できるように、床置き又は低リップタイプを設ける。 「だれでもトイレ」と、それ以外のトイレは近接して配置する。		
簡単	利用者が分かりやすい位置に設けるとともに、案内板等を適切に配置する。		0・1・2・3
	出入口には、だれでもが利用できる旨を示した分かりやすい標識や、便房内の設備を表示する。		
	トイレの出入口位置を知らせるための視覚障害者誘導用ブロックを適切に配置するとともに、音声や点字により男女別位置等を案内する。		
安全	出入口の開閉時に、手や衣服などが戸に挟まれたり、戸と戸袋の隙間に入り込むことがないようにする。 ・戸と枠に接する面積を小さくするために戸の縁を丸くするなどの工夫 ・衝撃を和らげるため、ゴムなどの緩衝材を設けるなどの工夫 ・戸と戸袋の隙間に柔らかい材料を設置することで、指や衣服が引き込まれるのを防ぐ工夫		0・1・2・3
機能	便房の戸は、取手を握りやすく、また、施錠操作をしやすいものとする。		0・1・2・3
	車いす使用者は、便座に移乗せずに利用する人もいるので、洗浄ボタンや紙巻器などを適切に配置する。		
	同一建築物内のトイレは、男女別配置や、洗浄ボタン、紙巻器等の位置や操作方法を統一すべきであり、同じ配置、同じ部品とする。		
	設備は操作しやすいものとする。		
快適	清潔感のある色彩を使用して、心地よい空間づくりを行う。		0・1・2・3
	だれでもが心地よく利用できるよう、鏡の配置や設置方法に配慮する。		
	「だれでもトイレ」では、介助者がトイレを一時退出する際に、トイレの外から利用者が見えることのないよう、戸の内側にカーテンを設置するののも一つの方法である。		
	壁面・床面を清潔に保つため、こまめな清掃、維持管理を行う。		

## ⑤ 子育て支援環境

\* ページ上段の建築物の写真や評価等はサンプルです。

\* サンプルを参考にしながら、次ページ掲載の評価項目に沿って実際の調査対象施設の評価を行ってください。全ての評価が終わったら、ページ下段の「評価結果」に調査対象施設の評価を書き込み、施設改善に向けて活用してください。

### 官 公 庁



仕切り板で囲った子育て支援室

	0	1	2	3
公平				
簡単				
安全				
機能				
快適				

#### 《総合評価》

自治体の窓口付近に、必要な設備を備えた子育て支援室を設置することは、子育て家庭を含めて多様な住民が日常的に訪れる施設のあり方としては評価できる。

#### 《工夫されている点》

○必要な設備が、コンパクトに設置されている。

#### 《努力が求められる点》

○子どもの視点による、楽しく、かつ、落ち着くことのできる雰囲気づくりのデザインが望まれる。



おもむ替えのためのベビーベッドや  
ごみ箱、授乳用いすを設置

### レストラン



籐製の移動式ベビーベッド

	0	1	2	3
公平				
簡単				
安全				
機能				
快適				

#### 《総合評価》

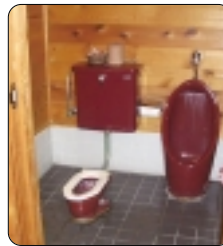
利用者の声を反映させて設備の整備に地道に取り組んでいることは好ましい。乳幼児を連れての外食を容易にするための配慮がさまざまな形でされている。

#### 《工夫されている点》

○テーブルのそばにベビーベッドを持ってこることができるように配慮されている。  
○籐の素材が持つ柔らかさが感じられるベビーベッドを使っている。

#### 《努力が求められる点》

○テーブルのそばにベビーベッドを持ってきた場合は、従業員による配膳等の動線に配慮が必要である。



子ども用トイレ



レストラン内に設けられた遊び場

## 評価結果

### 評価施設概要

- ・ 名称 \_\_\_\_\_
- ・ 住所 \_\_\_\_\_
- ・ 施設用途 \_\_\_\_\_
- ・ 施設利用者( \_\_\_\_\_ )

	0	1	2	3
公平				
簡単				
安全				
機能				
快適				

5つの視点それぞれについて0～3のいずれかにチェックを入れてください。  
\* 1以上=東京都福祉のまちづくり条例整備基準適合

#### ● 総合評価

#### ● 工夫されている点

#### ● 努力が求められる点

- ・ すぐに改善が可能な点

- ・ 長期的に改善が必要な点

- ①チェックその1：東京都福祉のまちづくり条例施行規則で定められている整備基準に適合しているかどうかをみてください。  
措置欄の網掛け(<>)部分に該当すると、基準適合外があるということになります。  
基準と同等以上の代替措置があれば、その内容を代替措置欄に記入してください。
- ②チェックその2：ユニバーサルデザイン的な配慮がなされているかをみてください。  
5つの視点それぞれについて総合評価をだしてください(0~3のいずれかに○をつけてください。)
- ③左ページ下段に評価結果を記入してください。

### チェックその1：東京都福祉のまちづくり条例整備基準適合チェック

整備項目	整備内容	措置	代替措置
子育て支援環境の整備 (ベビーチェア・ベビーベッド)	(1) ベビーチェア等の設備を設けた便房の数	男子用	箇所
		女子用	箇所
		兼用	箇所
	(2) ベビーベッド等の設備の数	男子用	箇所
		女子用	箇所
		兼用	箇所
(3) ベビーチェア、ベビーベッド等の設備がある旨の表示	有	無	
子育て支援環境の整備(授乳及びおむつ替えの場所)	(1) 授乳及びおむつ替えのできる場所の数 設けた設備等( )	箇所	
	(2) 授乳及びおむつ替えのできる旨の表示	有	無

詳細については「東京都福祉のまちづくり条例施設整備マニュアル」(p70、72)を参照してください。

総合評価にはチェック欄の結果から考慮して適当な評価基準をつけてください。  
チェックその1の項目が満たされていれば1以上になります。

### チェックその2：ユニバーサルデザイン度チェック

各視点の空欄には調査建築物独自の特徴等を記入してください。

	留意点	チェック欄	総合評価
公平	授乳及びおむつ替えのできる場所(以下「子育て支援室」という。)は、男女にかかわらず利用できるようにする。		0・1・2・3
	母乳による授乳のためのスペースは、間仕切り壁等で仕切るなど、視線を遮る工夫をし、そのスペースの入口にはその旨を分かりやすく表示する。		
	イベント会場などでは、利用者のニーズに応じ、子育て支援環境を整える。		
簡単	子育て支援室の位置を、建築物の案内板に表示する。		0・1・2・3
	子育て支援室は、乳幼児を連れた人が利用しやすい位置に設置する。		
	ベビーチェアやベビーベッドなどを設けたトイレの出入口には、その旨を分かりやすく表示する。		
安全	便房内では、保護者が乳幼児から目を離さずに利用できるよう、保護者と対面した位置にベビーチェアを設置する。		0・1・2・3
	便房内のベビーチェアは、乳幼児がドアロックを空けないようドアから離れた位置に設置する。		
機能	子育て支援室には、お湯を供給できるシンクや、哺乳ピンの消毒ができる設備を設置する。		0・1・2・3
	子育て支援室には、おむつ替えのためのベビーベッドを設置し、また、おむつを捨てるためのゴミ箱を設置する。		
	トイレ内に、おむつ替えができるようなベビーベッドを設置し、また、荷物台を設置する。		
快適	子育て支援室は入口をオープンにし、ベビーカーや車いすの使用者の出入りが十分な幅とする。		0・1・2・3
	相談等の受付カウンターや申込記入台の横には、ベビーチェアを設置する		

## 6 公園

\* ページ上段の建築物の写真や評価等はサンプルです。

\* サンプルを参考にしながら、次ページ掲載の評価項目に沿って実際の調査対象施設の評価を行ってください。全ての評価が終わったら、ページ下段の「評価結果」に調査対象施設の評価を書き込み、施設改善に向けて活用してください。

### 公園（園路）



	0	1	2	3
公平				
簡単				
安全				
機能				
快適				

#### 《総合評価》

配慮された部分とそうでない部分との一体性等、利便性の向上に向け、工夫の余地があるが、いずれの公園も、利用者が自然に接するための園路の取組について評価できる。

#### 《工夫されている点》

○車いすで渚に近づけ、自然を楽しめる工夫がされている（A公園）。

○スロープと階段が選択できる（B公園）。

#### 《努力が求められる点》

○サインや休憩スペースの導入等、長いアプローチへの配慮が必要である（A公園）。

○スロープ幅が狭い。階段にも手すりを設置することが望ましい（B公園）。

A公園



B公園

### 公園（遊具）



	0	1	2	3
公平				
簡単				
安全				
機能				
快適				

#### 《総合評価》

いろいろな身体状況を考慮し、よく考えられている遊具となっている。

#### 《工夫されている点》

○イス型、ベルト型など、選択肢のあるブランコや手すり付きの階段がある滑り台の形状など、利用の多様性と安全が考慮されている。

○色彩の工夫により、楽しい空間づくりがされている。

#### 《メモ》

○遊具については、安全性を検証するため、子どもの具体的な利用状況を調べる必要がある。



## 評価結果

### 評価施設概要

- ・ 名称 \_\_\_\_\_
- ・ 住所 \_\_\_\_\_
- ・ 施設用途 \_\_\_\_\_
- ・ 施設利用者( \_\_\_\_\_ )

	0	1	2	3
公平				
簡単				
安全				
機能				
快適				

5つの視点それぞれについて0～3のいずれかにチェックを入れてください。  
\* 1以上 = 東京都福祉のまちづくり条例整備基準適合

### ● 総合評価

### ● 工夫されている点

### ● 努力が求められる点

- ・ すぐに改善が可能な点

- ・ 長期的に改善が必要な点



公園につきましては、内容が多岐にわたるため、条例の整備基準適合チェックは割愛させていただきました。整備基準の詳細については「東京都福祉のまちづくり条例施設整備マニュアル」(p143～p182)をご参照ください。

総合評価にはチェック欄の結果から考慮して適当な評価基準をつけてください。  
チェックその1の項目が満たされていれば1以上になります。

## ユニバーサルデザイン度チェック

各視点の空欄には調査建築物独自の特徴等を記入してください。

	留意点	チェック欄	総合評価
公平	主要な鑑賞ポイントや避難場所には、だれもが容易に到達できるような動線を確保する。		0・1・2・3
	出入口では、道路との段差をなくしたり車止めの間隔を見直すなど、だれもが迂回せずに公園に出入りできるよう配慮する。		
	サイン類は、幅広い年齢層や外国人に対応した、効果的で親しみのあるものにする。		
	園内表示は、絵文字の採用や複数言語に対応したものにする。		
簡単	出入口に案内板等を設置し、「だれでもトイレ」やスロープなどの位置が入園時に分かるようにする。		0・1・2・3
	音声による案内が効果的な場所では、音声案内誘導装置の導入を検討する。		
	トイレのドアなどの可動部分は、堅牢性を確保しつつ、少ない力で開閉できるよう工夫する。		
安全	遊具は、年齢や能力の違いなどに関わらず利用できるよう、多様な形状のものを設置する。		0・1・2・3
	遊具から万一転落しても、重大な事故にならないよう舗装材等を工夫する。		
	主要な園路では、夜間でも一定の路面照度が確保されるよう園路灯やフットライトを設置する。		
	園路には、歩行の障害となる位置にフラワーボックスや彫刻などを設けない。		
	子どもや車いす使用者の目線からの死角を解消する。 「バリア」が存在する場所では、それを示すサインを設置する。		
機能	子どもや車いす使用者が草花を楽しめるような、あるいは触れることができるような植栽形態を工夫する。		0・1・2・3
	園内随所で休憩できるよう、広場や鑑賞ポイント以外の場所にもベンチを設ける。		
	動線が錯綜する出入口等の場所では、十分な園路幅員を確保する。		
快適	園内施設の色等々は、周辺景観に配慮しつつ、幅広い年齢層に対応したものにする。		0・1・2・3
	視覚障害者誘導用ブロックや手すり等のデザインについては、機能だけでなく景観にも配慮する。		
	「だれでもトイレ」は日当たりや水はけのよい場所に設け、天窗の設置や天井高の工夫等により開放的な雰囲気にする。		
	音の出るモニュメントや流れの水音など、音の快適性にも配慮する。		

# 移動円滑化のための情報提供のユニバーサルデザインガイドライン

- 複雑化している都内の公共交通網・道路網の中で、特に必要性が高い情報提供について望ましい整備を図るための「目安」を示しました。
- 自宅などを起点として、バスや電車などを乗り継ぎながら目的地に到着までの一連の行動に着目して、次の行動に円滑に移る上で情報が必要となるポイントとして6つの場面を設定しました。
- 6つの場面ごとに今後の望ましい整備の方向と現状の取組の一例を紹介しています。
- 情報伝達性能の向上には、利用者の方の参加による情報内容の選択、設置位置等の検証が不可欠であり、情報提供後も、利用者の方による評価・確認を行うことが重要です。
- 色彩表現を使った情報提供をするときの留意点についてこのガイドラインの裏表紙に注意点をまとめてありますので、必ずチェックするようにしてください。

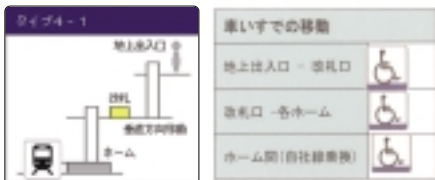
## らくらくおでかけネット

(駅・ターミナル情報、乗り継ぎ情報、運行情報)  
<http://www.ecomo-rakuraku.jp/rakuraku/index>



- 駅・ターミナル情報
- 乗り継ぎ情報
- 運行情報
- 福祉輸送サービス情報
- 携帯端末版
- ハンドル型電動車いす利用可能駅情報

<駅・ターミナル情報の一部分>



## 1 自宅や外出先で (事前情報)

- どのような環境の人でも利用しやすいホームページの作成 (JISX8341)
- わかりやすい設計 (目次、レイアウト等)
- ハード環境 (容量やスクリーン等) への配慮
- 音声対応や文字の色やコントラスト (明度や色合い) への配慮、ふりかな等
- 情報提供の充実、迅速な情報更新・緊急情報の提供
- 様々な情報入手手段の確保
- 総合窓口の設置・人的対応 (接遇) の充実

## 2 バスに乗って 駅まで

- 停留所での情報提供
  - ・ 時刻表へのノンステップバス表示
  - ・ わかりやすい路線図の掲示
  - ・ バス接近情報システムの普及 (文字情報提供、音声案内)
- 車両内での情報提供
  - ・ わかりやすい路線図の掲示
  - ・ 行き先、停留所名の文字情報
  - ・ 行き先、停留所名や緊急時のアナウンス
  - ・ ソフト対応充実のための乗務員教育
- 携帯電話による情報提供
  - ・ 情報提供サービスの普及
  - ・ わかりやすいサイトの設計、操作性

## 3 駅の入口から ホームまで

- 標準化されたピクトグラム (絵文字) の周知、定着
- 単純な操作の機器の一部併設による利用者の選択権確保
- サインの連続性の確保
- 視覚障害者誘導用ブロックの連続性、分岐点やエスカレーター利用の音声案内との連動
- 乗車用 IC (集積回路) カードの統一
- ICタグ (集積回路を貼り付けた札) 等による位置情報、誘導
- 構内放送の内容や可変式情報表示装置の提供情報について、必要な情報の把握と順位付け

### 券売機案内



遠くからでも券売機等の機能がわかるような表示がされています。

## 【情報提供において配慮すべき事項】

### 視覚情報

- ・情報内容、表示方法、表示位置
- ・「色相」、「明度」、「彩度」色の3要素の使い分け（\*裏表紙参照）
- ・実線、破線などの線の使い分け
- ・斜線、塗りつぶしなどによる面の表現方法の使い分け
- ・照明や発光ダイオードなどにおける今後の研究を踏まえた検証が必要

### 音声情報

- ・スピーカーの位置や音量について、視覚障害者との共同作業による細かな調整が必要
- ・音色等の配慮

### 触覚情報

- ・触覚情報には情報量の限界があることから、音声情報等との併用を考慮する必要がある。

# 6

## 目的地に着くまで

- 地域自治体、交通事業者等が連携した、わかりやすい案内表示による情報提供
- ・デジタル地図標識の設置
- ・ICタグ（集積回路を貼り付けた札）による誘導案内
- ・案内表示におけるピクトグラム（絵文字）の採用や統一、多言語表示
- 視覚障害者誘導用ブロックの整備、だれにでも使いやすい歩車道境界ブロックの開発や、視覚障害者用横断帯の検討
- 効果的な放置自転車対策等の継続実施

## 4 ホームで列車に乗って降りるまで

- ドアの開閉位置や開閉のタイミング、列車の通過等に対する音声、視覚情報の提供、フラッシュ等による注意喚起
- 人的対応によるホーム上での安全確保
- ICタグ（集積回路を貼り付けた札）による位置情報、誘導
- 緊急時の携帯端末等への文字情報提供
- 車内での視覚情報の提供方法、提供内容の規格化

## 5 乗換駅や駅の出口で

- ホームページ等で、事前に得られる情報の充実
- 携帯端末等を利用した情報提供手法の確立
- ホーム上及び改札口周辺における駅及び周辺地区のバリアフリー経路についての地図上への掲示
- 駅及び周辺地区におけるサインの統一
- 事業者による人的対応の充実
- 駅ボランティアの育成

### 使いやすい地図標識



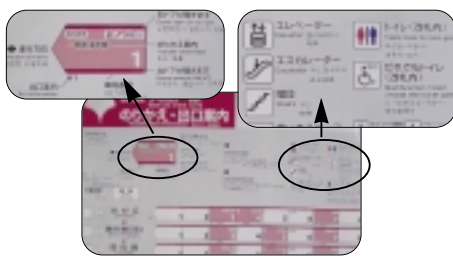
容易に主要施設を探すことのできる地図が設置されています。

### 歩車道境界ブロックの検討



車いす使用者や視覚障害者にとって使いやすい歩車道境界ブロックの基準化が、検討されています。

### 地下鉄の出口案内



降車駅での出口の位置に合わせて乗車できるように、「各駅の乗り換え・出口案内」を提供しています。

### 駅構内の人的対応による案内



人を常駐させたインフォメーションセンターをターミナル駅に設置し、情報を提供しています。

### 地下鉄のまち情報



ホーム上で目的地に近い出口まで案内をしてくれます。バリアフリー路線も案内します。

### 大型可変式情報表示装置



車内各ドア上部に15インチの液晶画面を2面設置し、右側で運行情報、左側でニュースや広告などの一般情報を表示します。通勤・通学者や初めて利用する乗客、外国人など、さまざまな利用者の立場に立った運行情報が提供されています。

### 交通結節点におけるバス乗り場の案内



(拡大図)

複数のバス会社が乗り入れている駅での、バス路線情報の提供。バス停名が「あいうえお」順に整理されている。

また、人の導線直角方向にサインを設置することにより、表示板が目立つよう、工夫されています。

# 色彩表現を使った情報提供をするときの留意点

## ～だれも見やすい色使い～

- 色を活用することにより、情報の整理が容易にできることや、効果的に伝達することが可能となるため、近年、技術の進歩も伴い、さまざまな情報がカラーで提供されることが多くなっています。
- 一方で、色の識別が困難な人もいることから、確実な情報提供をするためには、こうした色覚障害に配慮した色彩表現をする必要があります。
- 色彩表現をする際に配慮すべき事項を次に示しましたが、大切なことは色だけにたよらず、色がなくとも判別ができる情報提供とすることです。色は副次的に使うことや、色名を文字で表示するなどの方法で補完していく必要があります。色覚に障害がない人でも、瞬時に判別できる色数は限られており、これらのことに配慮することにより、分かりやすい情報提供とすることができます。

## チェックポイント！

### 色の選び方

- 赤は、濃い赤を使わず、朱色やオレンジを使う。
- 黄色と黄緑は、赤緑色覚障害の人にとっては同じ色に見えるので、なるべく黄色を使い、黄緑は使わない。
- 暗い緑は、赤や茶色と間違えるので、青みの強い緑を使う。
- 青に近い紫は、青と区別できないので、赤紫を使う。
- 細い線や小さい字には、黄色や水色を使わない。
- 明るい黄色は、白内障の人にとっては白と混同するので使わない。
- 白黒でコピーしても、内容を識別できるか確認する。

### 色の組み合わせ方

- 暖色系と寒色系、明るい色と暗い色を、対比させる。
- パステル調の色どうしを、組み合わせない。はっきりした色どうしか、はっきりした色とパステル調を、対比させる。

### 文字に色をつけるとき

- 背景と文字の間に、はっきりした明度差をつける（色相の差ではなく）。
- 線の細い明朝体でなく、線の太いゴシック体を使う。
- 色だけでなく、書体（フォント）、太字、イタリック、傍点、下線、囲み枠など、形の変化を併用する。但し、全体的にすっきりしたデザインとする。

\* 案内板や印刷物等の作成時には、上記の点について配慮をしたうえで、専門家や色覚障害の方による事前チェックを受けて作成することをお勧めします。

平成18年1月発行

登録番号(17)300

## 福祉のまちづくりをすすめるためのユニバーサルデザインガイドライン

編集・発行／東京都福祉保健局生活福祉部地域福祉推進課福祉のまちづくり係

住所／東京都新宿区西新宿二丁目8番1号

電話／03-5320-4047

印刷／社会福祉法人東京コロニー 東京都大田福祉工場